

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 治験に係る受託研究等標準手順書 新旧対照表

新	旧
<p>附 則 (改廃) 第8条 本手順書の改廃は、委員会の審議を経て、<u>運営戦略会議</u>で報告するものとする。</p> <p>(施行期日) 第9条 本手順書は、平成22年4月1日から施行する。 本手順書は、平成24年4月1日から改訂施行する。 本手順書は、平成24年10月1日から改訂施行する。 本手順書は、平成27年4月1日から改訂施行する。 <u>本手順書は、平成28年4月27日から改訂施行する。</u></p>	<p>附 則 (改廃) 第8条 本手順書の改廃は、委員会の審議を経て、<u>運営会議</u>で報告するものとする。</p> <p>(施行期日) 第9条 本手順書は、平成22年4月1日から施行する。 本手順書は、平成24年4月1日から改訂施行する。 本手順書は、平成24年10月1日から改訂施行する。 本手順書は、平成27年4月1日から改訂施行する。</p>